

平成 2 9 年 交 通 労 働 災 害 発 生 状 況

区 分		労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	交 通 労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		④ 722	45	6.2	
製 造 業	食 料 品	40	0		
	織 維 ・ 衣 服	3	0		
	木 材 ・ 木 製 品	25	0		
	家 具 ・ 装 備 品	5	0		
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	2	0		
	化 学	12	0		
	窯 業 ・ 土 石	13	1	7.7	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	① 16	0		
	金 属 製 品	12	0		
	機 械 器 具	21	0		
	そ の 他 の 製 造 業	12	1	8.3	
	小 計	① 161	2	1.2	
	鉱 業		1	0	—
建 設 業	土 木	31	0		
	木 造 建 築	17	0		
	そ の 他 の 建 築	31	1	3.2	
	そ の 他	16	0		
	小 計	95	1	1.1	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	55	2	3.6	
	そ の 他 の 運 輸	13	1	7.7	
林 業	伐 木 ・ 搬 出	① 17	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	22	0		
	小 計	① 39	0	—	
第 三 次 産 業	小 売 業	① 87	11	12.6	
	社 会 福 祉 施 設	88	6	6.8	
	飲 食 店	13	1	7.7	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	152	20	13.2	
	小 計	① 340	38	11.2	
そ の 他		① 18	1	5.6	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。